

高等学校遠距離通学費補助金実施要領

高等学校遠距離通学費補助金の交付に係る事務取扱については、高等学校遠距離通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 通学費負担者について

- (1) 通学費負担者（以下「申請者」という。）は、県内の県立高等学校（通信制を除く。）に通学する生徒の通学費を負担している保護者等とする。
- (2) 申請者は、県内に居住していることを要するが、職務の都合により県外へ赴任している者を含む。

2 授業料の減免を受けている生徒について

静岡県立高等学校授業料等徴収規則（昭和47年静岡県教育委員会規則第10号）に基づき、授業料の減免を受けている生徒とする。

3 授業料の減免を受けている生徒に準ずる生徒について

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護を受けている者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない者に限る。）
- (2) 里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者
- (3) 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者
- (4) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者
- (5) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）第2条第2号に規定する基準に該当する者
- (6) その他知事が特に認める者

4 知事が必要と認める書類について

- (1) 生活保護受給者証明書
- (2) 施設長の入所証明書又は児童相談所の発行する措置を受けていることを証明する書類
- (3) 市町教育委員会の発行する就学援助受給証明書又は決定通知書
- (4) 市町長の課税証明書又は納税通知書（写）
- (5) その他知事が特に認める証明書類等

5 通学費について

- (1) 通常の経路により通学に利用する公共交通機関に係る当該年度の4月1日又は各学校の4月最初の登校日における現に購入した定期券の種類に係る1か月分の定期券購入費（交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての運賃等に、必要とする登校日数を乗じて得た価額）とする。
- (2) 定期券の価額には、新幹線特急料金を含まない。

6 補助の要件について

年度の途中において補助要件を具備した場合は当該年度分の補助金は交付しない。ただし、新たに授業料の減免を受けることとなった生徒及び新たに授業料の減免を受けている生徒に準ずることとな

った生徒は、この限りではない。

7 補助金の額について

- (1) 年度の途中において補助対象経費が増額した場合でも、補助月額を増額しない。
- (2) 年度の当初から授業料の減免を受けている生徒以外の生徒が、授業料の減免を受けることとなった場合及び新たに授業料の減免を受けている生徒に準ずることとなった場合には、授業料の減免を受けている生徒の例により算出する。
- (3) 年度の途中において補助対象経費が減額した場合には、当該事由の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から補助月額を減額する。
- (4) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通学しないこととなるときは、当該月分の補助月額を減額する。

8 補助金の交付手続について

- (1) 校長は、補助金を受けようとする申請者から高等学校遠距離通学費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けたときは、書類審査を行い、定期券購入を確認の上、高等学校遠距離通学費補助金交付申請一覧表（様式第1号）を作成し、知事に進達する。
- (2) 知事は、申請書を受理したときは、書類審査の上、校長を通じ申請者に対し交付の決定等の通知を行う。
- (3) 知事は、原則として4月から9月までに係る額を9月に概算払いにより交付し、10月から3月までに係る額を交付確定後に精算払いにより交付する。支給期ごとに算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- (4) 校長は、申請者から実績報告書の提出を受けたときは、高等学校遠距離通学費補助金実績報告一覧表（様式第2号）を添付し、通学計画の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に進達する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度高校教育課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この改正は、令和2年6月1日から適用する。